

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第253条第1項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費徴収金	90,588円	2013年度
2		生活保護費戻入金	70,389円	2009年度
		生活保護費戻入金	69,346円	2011年度
		生活保護費徴収金	438,112円	2011年度
		生活保護費徴収金	1,691,969円	2011年度
		生活保護費戻入金	94,750円	2015年度
		生活保護費戻入金	96,750円	2015年度
3		生活保護費徴収金	825,000円	2012年度
		生活保護費徴収金	1,649,000円	2012年度

2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたことから、債務者が不存在となり、かつ、亡債務者の相続財産管理人は選任されておらず、相続財産の価額が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費徴収金	392,167円	2014年度
		生活保護費戻入金	60,977円	2018年度
2		生活保護費返還金	426,000円	2017年度
3		生活保護費戻入金	73,532円	2018年度
		生活保護費戻入金	73,532円	2018年度
		生活保護費戻入金	73,533円	2018年度
4		生活保護費返還金	157,123円	2016年度